

平成20年6月11日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成20年6月11日
開会 9時55分 閉会 11時36分
- 2 場 所 役場5階会議室
- 3 出席委員 6名
委員長 中野敏勝
委員 藤原 孟 増田武夫 牧野茂敏
永井繁樹 杉坂達男
議長 古川 稔
- 4 欠席委員 杉山晴夫
- 5 傍聴者 谷口和弥 前川雅志 十勝毎日新聞社
- 6 事務局 局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 国安弘昭
- 7 説明員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明 副町長 遠藤清一
民生部長 新屋敷清志 こども課長 森 範康
こども課主幹 原田雅則 児童福祉係長 亀田貴仁
総務部長 増子一馬 総務課長 川瀬俊彦
- 8 審査事件 議案第50号 幕別町立保育所条例の一部を改正する条例
- 9 審査結果 原案を「可」とすべきものと決した。
- 10 審査内容 別 紙

委員長 中野敏勝

◇ 審 査 内 容

(9:55 開会)

○委員長（中野敏勝） ただ今より民生常任委員会を開催いたします。

初めに杉山委員が欠席の連絡がありましたので、欠席をいたします。

これより議事に入ります。

本日の議題につきましては、昨日本会議に付託されました、議案第50号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例の審査であります。

審査に入る前に、各委員にお諮りいたします。

担当部局より説明資料を準備しているとのことですので、配布いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○委員長（中野敏勝） それではお願いします。

(資料配布)

○委員長（中野敏勝） それでは本委員会に付託されました、議案第50号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例について、提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第50号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

昨日の本会議におきまして、高橋副町長から提案理由の説明がありましたとおり、今回の改正につきましては、指定管理者制度導入に関する基本方針に基づきまして、町立認可保育所の管理運営を指定管理者に行わせることができるよう、所要の規定を加えるものであります。

なお、個々の改正条文の説明につきましては、昨日の副町長からの説明のとおりでありますので、省略をさせていただきます。私からは、先ほどお配りいたしました、幕別町立札内青葉保育所民営化推進プランをご覧いただきたいと思っております。

なお、私からは条例改正の議決がなされた場合の、指定管理者導入の具体的なプランにつきまして、ご説明をさせていただきますと思っております。

表紙をめくっていただきますと、裏に民営化の主なスケジュールが載っておりますが、このようなスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

なお、スケジュールの詳細につきましては、1ページからのこのプランを説明させていただきますから、後ほど説明をさせていただきますと思っております。

それでは1ページをご覧ください。

1ページの大きな1番、民営化推進プランの基本的事項であります。

1番の民営化推進プラン策定の趣旨であります。このプランは、委員の皆さんご承知のとおり、幕別町指定管理者制度導入に関する基本方針、これは平成19年6月改訂したもの、それから幕別町立保育所民営化計画、これは平成19年8月に策定したものであります。これに基づきまして、幕別町立札内青葉保育所を民営化するに当たり定めるものであります。

なお、民営化後も、子供が育つ場、子育てを支える場としての責任を果たし、質の高い保育サービスを安定的に提供することを目的としております。

2番目の指定管理者の導入であります。札内青葉保育所につきましては、指定管理者制度、いわゆる公設民営化を導入することといたします。施設の設置主体については町が担うことから、民間事業者について

は保育サービスを安定的に提供することができ、かつ、その柔軟性やノウハウを活かして、多様なニーズに対応した保育運営を行うことができるものと考えております。

大きな2番、民営化後の保育サービスであります。

1つには、現行保育サービスの継続ということになりますが、民営化後も、現在、行っている特例保育、表にありますように、特例保育といいますのは、平日で申し上げますと、朝が7時半から8時半、夕方が16時から18時30分までをいっておりますが、これを継続する。また、障害児保育、医療行為を伴わないもの、乳幼児保育、生後6カ月以上2歳未満の乳幼児の保育サービスにつきましても、継続して実施することとします。

次に2番の保育サービスの拡大であります。1番としまして、保育時間を最大で19時まで、30分延長することとしたいと思います。

2番目では、町立認可保育所に在籍している児童を対象とした病後児保育事業、定員は4人ということで考えていますが、これは病気が治った直後の保育としまして体力の回復期で体力面などにより、集団での保育が困難な期間において、医師の診断を確認した上で、保育所でお預かりしようとするものであります。

その他、特別保育事業につきましては、随時、町と指定管理者が協議して、導入に向けて検討を行って参りたいと思います。

2ページになりますが、大きな3番、入退所手続き等になります。

1の入退所の手続きについてであります。児童福祉法の方では、保育の実施主体が市町村にあることを規定しています。このため、民営化後におきましても保育所の入所募集、申込み、決定等一連の手続きは、これまで同様に町が実施することになります。

2の保育料になりますが、現行の保育料金でありますけれども、現在、保育料は、国が定める保育所徴収金基準額表がありますが、この階層区分を基準として、町が独自に、その階層区分を細分化するとともに、国が基準とする保育料より低く限度額を設定するなど、保護者の負担軽減を図っているところであります。

2番目の民営化後の保育料であります。民営化後におきましても、町が規定する現行の保育料金を適用しますので、町立認可保育所と同一の保育料となっております。

また、保育料の決定及び徴収も、これまで同様に町の方が実施してまいります。

これらを民営化後のフロー図で説明したいと思います。このフロー図にありますように、1番としまして、指定管理者の役割ですが、国の基準や指針及び町の方針に基づいて、保育所を管理運営していきます。

保育所は町の施設となります。

これに対しまして、保護者と児童になりますが、入所の申込、それから、保育料の納入につきましては、町の方にさせていただきます。

そのため、町としましては、その保護者からきました入所の申込を受けて、それから保育料の決定及び徴収をすることになります。

また、町といたしましては、指定管理者に対しまして指定をすることとなりますし、また、事業報告等をいただくこととなりますが、四角で囲っておりますように、議会の議決を経て町が指定することになります。

それから、管理運営に要する費用は、指定管理料として町が支出することになります。管理運営の状況を町が確認、検証するというふうな流れで行っていききたいと思います。

3ページをご覧ください。

大きな4番、応募資格及び管理運営基準であります。

1の応募資格であります。指定管理者の応募資格は、以下のすべての要件を満たすものとしております。

(1)は十勝管内で認可保育所、認可外保育所又は幼稚園を3年以上運営し、良好な実績を持つ社会福祉

法人、学校法人又はその他の団体であることを要件としております。

幕別町におきましては、保育所を初めて民営化するというので、保護者や児童、さらには町民に不安を与えないということを考慮しまして、保育体制だとか保育方針などについて一定の実績のある事業者には、指定管理をお願いしたいということから、このように要件を定めております。

(2)は法人等の役員が、公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有していること。これは、町長や議員の皆さんなどの兼業の禁止規定に基づくもので、ここにある通りでございます。

(3)以下、指定管理者関係の条例および規則などに基づきまして、資格要件を定めるものであります。説明は省略させていただきます。

次の2は管理運営の基準を定めるものであります。1では児童福祉法、その他保育所関係法令を順守していただくこと。

それから(2)では保育所保育指針というものがありますが、これを準拠すること。

それから(3)では、主な保育内容は、別紙1のとおりとしまして、原則として、町が実施する保育内容を承継するとともに、安定した質の高い保育サービスが提供できることとしていますが、この別紙1につきましては、7ページをお開きいただきたいと思っております。

7ページに別紙1として、札内青葉保育所の概要と主な保育内容として示しておりますが、施設名、それから定員は90名、それと所在地、電話、敷地面積、延床面積、構造、建築年月日は昭和54年の12月となっております。

それから施設の概要、それから、受入児童数は生後6ヵ月から修学前まで。それと在籍児童数ですけども、20年の4月1日現在では70人となっております。定員は90であります。現在の4月1日現在では70人となっております。

これは年齢別児童数については4月1日現在の人数であります。

職員の状況につきましては、正職員5名以下、臨時職員等で合計18人ということになります。

以下、閉所時間、休所日、保育目標、年間行事、特別保育、給食等について概要を定めているところであります。中につきましては省略させていただきます。

3ページにお戻りいただきたいと思っております。

2の(4)のところになります。4では町の保育行政をよく理解し、積極的に協力すること。

5番では施設等の維持管理を適切に行うこと。

6番では指定管理者自らが管理運営を円滑かつ安定して実施することということで、ただし、管理運営業務の一部の再委託については、あらかじめ町が認めた場合は委託できることとしております。

7番の保護者に対し、児童の保育状況を積極的に提供するとともに、要望、苦情処理については町と連携のもと、誠意をもって対応することとしております。

次のページ、4ページになりますが、(8)では保育内容及び保育の質に関する保護者アンケート等を含めた評価を定期的実施すること。

(9)は先ほどご説明しました保育時間の延長。

(10)同じく病後児保育事業の実施。

11では地域における子育て支援を積極的に行うこと。

それから12番では食育の推進に努めることなど。

13では個人に関する情報については、幕別町個人情報保護条例に順守しまして、適正に取り扱っていただくことなどを管理運営の基準とするものであります。

3番の職員の配置等にありますが、(1)の施設長は、経営及び保育の知識を有する者で、他の施設と

兼務しない常勤の者とするとしております。

二つ目には、2番目では主任保育士であります、保育の実務経験を10年以上有する常勤職員とすること。

(3)の一般保育士では、保育の実務経験を3年以上有する常勤職員を全体の保育士の2分の1以上配置すること。また、必要に応じて非常勤の保育士も配置すること。

4番では児童福祉施設最低基準以上の保育士数を配置することとしております。

5番では調理員、看護師等につきましては、国の関係通知等に基づき、適正に配置すること。

6番では現在、町立認可保育所に勤務している臨時職員が、指定管理者の正規職員あるいは臨時職員として採用を希望する場合は、積極的にその雇用に努めていただきたいことなどを定めています。

大きな5番、指定管理者の指定についてであります

1番の指定管理者候補者の選定方法であります、幕別町指定管理者選定委員会、これは委員10人以内ということで規則で決まっていますが、委員長が副町長としまして、規則で定めている委員のほか、委員長が必要と認める者として、民間の方から保育・教育に関する識見を有する者等、3人以内とすることで予定していますが、この3人以内を含めることとします。

なお、指定管理者選定にあたりましては、ただ今、説明させていただいております、この民営化推進プランを公表するとともに、指定管理者公募要項を策定しまして、公募することといたしたいと思っております。

2番の主な審査項目は、別紙2のとおりとしまして、ヒアリングのほか、法人が運営する施設の状況を確認の上、指定管理者の候補者を選定していきます。なお、プロポーザル方式を今予定しております。

別紙2につきましては、8ページをご覧いただきたいと思っております

8ページに別紙2としまして、候補者選定の主な審査項目ということで、主なものを載せておりますが、1の運営主体についての審査項目としましては、(1)の経営理念、2番の財政基盤、事業実績、管理運営体制などについて審査をさせていただきます。

2番の事業計画としましては、(1)の保育方針から施設の利用促進、3番目では特別保育事業の考え方、4番では児童の健康管理など、以下の14番の施設の維持管理等に関する考え方で主な審査項目としております。

このことについて審査をいたしたいと思っております。

また、これらの主な審査項目に基づきまして、指定管理者公募要項を策定して公募をしていくこととなります。

4ページにお戻りください。

4ページ最後の行、この選定委員会の会議については、法人等の持つノウハウや財政状況など、具体的なものに及ぶおそれがあるために、非公開とさせていただきます。

次に5ページの方になりますが、2の選定結果の公表であります、選定の結果につきましては、町の広報紙及びホームページなどで公表いたします。

3の指定管理者の指定についてであります、候補者を選定した後は、地方自治法の規定に基づきまして、指定管理者の指定についての議案を町議会に提案し、議決された場合において、当該候補者を指定管理者として指定します。本年12月の議会に提案を予定しております。

なお、応募のあった法人等が選定基準に満たない場合又は議会の議決を得られなかった場合については、次の指定管理者が決定するまでの間、現状のとおり町が保育所を運営することといたします。

大きな6番、指定期間であります、1の指定期間でありますけれども、指定管理者としての指定期間は、平成22年4月1日から平成29年3月31日までの7年間としております。

幕別町指定管理者制度導入に関する基本方針では、指定期間を3～5年を基準として、個々の施設の特質

に応じて決定することとしておりますが、認可保育所につきましては、その性格上、安定性と継続性が求められておりまして、3～5年とすると中長期的な視点での事業計画が持てないことだとか、1点目ですが、2点目としましては、慣れ親しんだ保育士が一斉に入れ変わることは児童にとって負担となることから引継保育という期間を1年間設けておりまして、指定期間終了後に旧事業者から新事業者へ引き継ぐ際も同様でありますけども、たとえば5年間の指定期間としますと、4年目に新事業者を公募・選定しまして、指定期間の最終年度、5年目に引継ぎを行うこととなるために、継続雇用の面からも、安定した保育の提供が困難になることが考えられます

3番目では、次回も指定管理者制度を継続するかということとは未定であります。指定期間が短くなることで、その都度引継の経費が必要となりますので、長期間とすることで、この引継経費の節減が図られるということになりまして、このようなことから、指定期間を7年間としているところであります。

次、2の指定管理料であります。町は、指定管理者と協定を締結しまして、次の(1)と(2)をプラスした経費相当額を、指定管理料として支払ってまいります。

一つ目には、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金に基づいて、各年度において国が定める保育単価相当額を準用して算出した額を支払うことにしております。

これにつきましては、資料の1をつけておりますので、一番後ろのページになりますが、ご覧いただきたいと思っております。

資料の1、国が定める保育単価相当額に基づく運営費ということで示しておりますが、一番上の表につきましては、児童一人当たりの保育単価で載せております。

これは定員61名から90名で、施設長を設置した場合の表ということになりますが、保育単価につきましては、4月から9月までと、10月から3月までの間、若干の違いがありますが、4月から9月までの方で申し上げますと、乳児一人一月当たり154,290円、以下、1歳・2歳児が91,240円、3歳児43,930円、4歳児以上が37,730円ということで、上になるほど少なくなっているところでございます

それを合計しますと、乳児につきましては1名あたり、一人1,858,260円程度に、運営費ということになります。

例の1番の表でありますけども、これは20年4月1日現在の、青葉保育所の入所児童に合わせて計算しておりますけども、入所児童数を70名ということで計算しますと、運営費の合計では47,152,920円ということになります。

さらにこれが、例の3になりますと、定員の90名で計算した場合であります。合計、運営費計になりますが、60,149,520円、これだけの幅があるということになります。

これは、一年間入所児童数が変わらないということで、年度内の変動がないものとして仮定しておりますが、実際につきましては、毎月初日の児童数によりまして、運営費を積算することになり、毎月金額は変動することになっております。

ここに注として書いてありますように、児童福祉法の方で第45条の方で、これは厚生労働大臣が定める最低基準ということで、定めておりますけども、認可保育所における保育の実施に要する経費、費用なんです。このように定められておりまして、1番の保育単価といいますのは、入所児童一人当たりの運営費の月額単価であります。この(1)の基本分保育単価と2番の加算分保育単価、児童用採暖費加算額以下寒冷地加算額等、これを全部含めた額が保育単価ということになります。

これは先ほど説明しました、一番上の表の保育単価、この合計額を運営費として支給することになります。

2番目の運営費ですけども、これは先ほど申し上げましたとおり、年齢別の保育単価に月毎の入所児童数を乗じて出た額を支払うことになります。その運営費に含まれているのは、(1)の事業費として、一般

生活費、児童用採暖費とか、2番目の人件費、入所児童の保育に必要な長、保育士、調理員等の人件費が含まれております。

また、管理費として保育所の管理に必要な経費もこの運営費の中に含まれているということであり、5ページにお戻りいただきたいと思っております。

(2)になりますが、保育時間の延長、障害児保育、病後児保育その他特別保育事業に係る経費については、国だとか道あるいは町の基準額を基に、別途、算出した額を支給することとしまして、(1)と先ほどの2をプラスした額が指定管理者に支払うこととなります。

3の町と指定管理者のリスク分担であります、指定期間における町と指定管理者とのリスク分担区分につきましては、別紙3のとおりとしますので、これは9ページをご覧ください。

9ページの方に、町と指定管理者とのリスク分担表があります。項目としましては、施設の維持管理かかる項目が指定管理者に支払っていただくと、それと、2番目の欄の施設、設備、備品等の回復又は修繕につきましては、指定管理者の管理上の瑕疵によるものは指定管理者、施設・設備の設計又は構造上の原因によるものについては町、以下、このような項目に基づきまして指定管理者が負担するもの、町が負担するものということで確認することとしています。

先ずこのことにつきまして、指定管理者と町リスク分担の確認、このことでよいかということも最終確認をさせていただくこととなります。

次に5ページにお戻りいただきたいと思っております。

5ページの下から5行目になりますが、4番の指定期間終了後の運営についてであります。

期間終了後も民間事業者による管理運営を推進してまいりたいと思っております。この管理運営につきましては、指定管理者制度のほか、民設民営による管理運営も視野に入れるなど、直近の社会情勢、国等の各種制度を十分に勘案しながら、より適切な民営化の手法を協議してまいりたいと思っております。

6ページになります。

大きな7番、引継保育等についてであります。

これにつきましては、他の導入市町村におきましても、児童や保護者のために重要なことであるといわれておりまして、本町においても実施するものであります。1番としまして、慣れ親しんだ保育士が入れ替わるなど保育環境に変化が生じることから、児童や保護者の不安解消と保育業務等の円滑な移行のために、指定管理者の保育士と町の保育士が合同で保育にあたる引継保育を、指定期間前の1年間実施してまいります。

2番目としまして、引継保育にあたる指定管理者の保育士の賃金等につきましては、業務委託契約を締結し、町が積算する額を委託料として支払うこととさせていただきます。

2つ目の三者協議であります。円滑な引継ぎを行うためには、保護者・指定管理者・町の信頼関係が大切なことから、指定管理者については、指定された後、速やかに保護者に対する保育方針等の説明会を開催するとともに、保護者・指定管理者・町の三者による協議会を開催していただきます。

なお、この三者協議会につきましては、指定期間中においても必要の都度開催していただくものとします。

大きな8、町の役割であります。1つ目の事業運営の検証としまして、町は、指定管理者による管理運営状況を確認・検証するとともに、必要に応じて管理運営に対する指導あるいは改善を指示することとしています。

2の指定の取消し等であります。

町は、指定管理者が指示に従わないとき、又は管理運営を継続することが適当でない認められた場合については、その指定を取り消すことができることとしています。

このようなことはないと思っておりますが、もし、このような事態になった場合、指定管理者は町に対して

管理運営業務の引継ぎを行っていただくともに、町は責任を持ってその保育を継続してまいります。

3の町の支援であります、保育に必要な情報の提供や研修及び人材育成等の保育の質の向上・維持につきましては、積極的に支援を行って参りたいと思います。

2つ目としまして、町立認可保育所で行なっている保育所長会議や町の保育士研修会等がありますが、これにつきましては指定管理者の職員が参加する機会を積極的に設けて、町職員との交流及び情報交換を行ってまいりたいと思います。

以上が推進プランであります、これらのスケジュールについて説明させていただきますが、戻っていただきまして、表紙の裏にスケジュールが載っておりますのでご覧いただきたいと思います。

民営化の主なスケジュールとしましては、20年の6月、本議会に町立保育所条例の一部改正の議案の提案をしております。これをもとに、議決されましたならば、20年7月には民営化推進プランの公表、このプランの公表、それからこれを保護者説明をしてまいりたいと思います。

それから指定管理者選定委員会も開催してまいりたいと思いますが、この委員会の中でこのプランの中のこのプランを主に内容としました、公募要項を決定してまいりたいと思います。

20年の8月1日に指定管理者の公募を開始して、50日間公募をしたいと考えております。

その間、指定管理者選定委員会の開催、20年の9月に公募期間が終了します。9月の19日で50日間ということとなります。

その後指定管理者選定委員会を開催いたしまして、10月には指定管理者選定委員会における候補者の選定を行い、11月に候補者の選定結果の公表を行いたいと思います。

12月には先ほど申し上げましたけども、指定管理者の指定についての議案を提案をさせていただきたいと考えています。

これを議決いただきましたら、21年の1月には新年度の入所児童の募集案内、あるいは指定管理者によります、保育方針等の保護者説明会だとか保育所の入所申込をしていただきます。

21年の2月には保育所入所決定あるいは、三者協議会、それによりまして、21年4月には引継ぎ保育を開始したいと考えております。

また、この1年間の間に、大きな業者の負担となつては困りますので、一部大きな改修につきましては保育所内の改修をこの時期に行いと考えております。

22年の4月に指定管理者による保育所運営の開始ということで、7年間の運営をお願いしたいというのであります。

29年の3月で指定期間の終了ということになります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○委員長（中野敏勝） 説明が終わりましたので、これより議案第50号に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

どなたかありませんか。

増田委員。

○委員（増田武夫） いくつか質問したいと思うのですが、今、いろいろ説明されているんな民営化のスケジュールも説明されてたんですが、先ずその前に、指定管理者の導入については、小泉内閣その他の官から民へということで進められてきたわけですけども、官から民へという流れは全ての分野で進められようとしているわけですけども、やはり、民間に移っていいものと、そうでないもの、ふさわしい分野とそうでない分野が当然あると思うのですよね、いろいろ問題となった例で言えば、例えば建築確認なんかを民間

に丸投げしてしまったから、あのようなものが出てきたんで、あれは命に係るようなことも民間に任せていくということが、いかに無謀なことだったかということを示しているんですが、今、町でもいろんな分野を指定管理者制度で民間に委託していくという手法をとっていかうとするんですけども、しかし、アルコのような施設を民営化して、指定管理者に移行していくということは、我々も賛成したわけなんですけども、しかし、こういう、今回問題になっています保育というような分野を、果たして民間委託という形に持ってっていいかどうかという問題が問われているんだというふうに思うのです。児童福祉法では保育に欠ける子供たちを自治体がきちっと面倒を見て行けということに、保育所に入所させて保育させなければならないと、自治体にその責を負わせているわけなんですけども、今回の保育園に指定管理者を導入する、これに対する町としてのメリットと申しますか、指定管理者に移行する最大の、いろいろ述べられましたけども、メリットをどこに一番置いているのか再度説明していただきたいのが一つと、それから、指定管理者導入、これ議会で決まってから保護者何かに説明していくようになってますけども、しかし、これの民営化、指定管理者制度を導入していくかどうかという問題は、後者である保護者が一番関心のある問題だと思うのですよね、その点から言っても、保護者に対する説明が事後に行われるというのは、これは非常に問題ではないかと。

それから、現場の職員の現場を預かっている者たちの、その意聴衆だとかそういうものが現実的に行われてきたのか、先ずその問題について伺いたいと思うのです。

○委員長（中野敏勝）　こども課長。

○こども課長（森 範康）　一点目の保育所への指定管理者導入のご質問に対してでございますけども、増田委員仰いますように、国が規制緩和の考えから、平成13年度からNPO法人や株式会社等の民間委託も公の指定管理という考え方になってきました。

例えばの例なんですけども、全国規模での認可保育所の数を見ますと、全国に22,000程度の保育所のうち、その半分が公立、その半分が私立という状態になっております。

私ども町として指定管理者制度を導入するという考え方の大きな考え方につきましては、指定管理者制度を導入することにより、町と民間業者との係わりがより強く求められているというふうに判断しております。

民間の保育運営に関して、町は常に調査、指示、監督するということが求められておりますので、指定管理者制度を導入させていただきたいという考え方です。

次のメリットですけども、民間を導入することによるメリットにつきましては、例えば、町営の場合はいろんな保育業務は根幹で条例で定めておりますけども、民の場合すぐに対応できる可能性があるのではないかとこのように考えております。

それから、民の経験というものも、保育サービスの中に活かされていくのではないかなというふうに考えております。

次に保護者への説明ですけども、昨年10月に札幌地区で、年4回、保護者説明会を開催させていただいたところであります。

その中で、保護者の皆さんから意見が出てきた内容につきましては、やはり、民間に移行することへの保育料が変化するのではないかと、それから、保育サービスが低下してしまいますのではないかとというのが主たる質問、ご心配の内容でありました。

それにつきましては、今、推進プランでご説明した通りの内容のご返答をさせていただいているところであります。

その中の意見の一つとしては、逆に民間に期待するという意見も頂いたところであります。

官と民が競い合い、魅力的な幕別町としての保育所になっていただければという意見も頂いたところであります。

それから、現場職員の説明につきましては、昨年の民営化推進計画を策定した時点で、町保育士を集めて計画の内容について説明をしたところであります。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） 保護者からも民間に対する期待が寄せられたという話もあったんですが、言ってみれば、ここにも柔軟性やノウハウを活かすんだと、こういうお話ですけれども、長年、町としてやってきた中に、民間に対する期待という形で、そういうものがでてくることは、裏を返せば、そういう努力を町がしていなかったという、そういう反映にもなるんですよね。だから、ここでノウハウを活かすというようなことが、盛んに言われるんですけども、ノウハウを長い間の保育事業の中で、町として取り入れる努力をしていけば、いくらでも民間のノウハウを取り入れていけることができるんで、これが、主の導入のメリットになるということは、ちょっとおかしいではないかなというのが一点なんですけども。

もう一つは、今の説明の中で、指定管理料というものが、国の基準のその他で、詳しく決められているところを見ますと、民間委託する場合には、他の施設の委託のように、入札でとるという、そういうことではなくて、最初から委託料が決まっています、それをいかに優秀な業者に委託していくかと、そういう形になるのかどうか、ちょっと確認したいんですが、そのことが一つと、それから、経営がころころと変わることを避けるために、僕は5年でないかと思ったんですけども、7年ですと、そのことは主旨はよくわかるし、当然のことだと思うのですが、しかしながらいかに7年とは言っても、やはり変わっていく可能性というのは十分にあるんで、その点での継続性だとか、それから、この中でもうたわれてますけども、保護者がそういうものによって変わっていくことに対する不安だとか、そういうものが当然伴ってくるんだというふうに思うのですよね。これ7年にしたその後は、完全民営化ということも言っていますけどもね、果たしてそれがいいのかどうかというのは、また、検討しなければならない点だと思うのですが、そういう継続性の問題、もう一つは、管理料が一定なっているというのであれば、そういうものが起こってこないかもしれないんですが、指定管理者が経営を引き受けた場合に、臨時職だとか、そういう人たちの雇用の問題、雇用がどうなってくるのかと、現在も町で直接委託している委託事業なんかでは、僕らの耳にも、そこで雇用される労働者の人たちが、これじゃ生活できないというような、賃金で働いているという話も頻繁に、今年特に聞くようになりました。そういうことが起こってこないかどうかという、それは先の継続性とも関連もあるんですけども、保育内容の質の低下に、これはつながっていく問題として、すごく心配するところなんですよね。

そういう問題が起こってくるのではないかとこの心配には、どう答えるのか、その点について伺います。

○委員長（中野敏勝） こども課長。

○こども課長（森 範康） 先ず、委託する際の入札になるのかどうかという点につきましては、公募要項等に決めさせていただくことになっていきますけども、あくまでも見積書を提出していただいて、その金額が保育運営に関して妥当な数字になっているかという判断になります。

民間から出していただいた見積書の額によって契約をするということにはなりません。

それから、7年間の主旨、ご理解いただきまして、大変うれしく思っています。他の自治体の例では、指定管理の期間を10年とするところもございました。本町で7年としましたのは、前段、部長が説明した理由の他にですね、10年という期間にすると、逆に、今、国が保育に対する考え方を少しずつ変えてきている状況でもあります。それで7年間という期間を設定させていただいたところでもあります。

それから、その期間中の保護者の不安という解消問題になるかと思えますけど、プランの中で説明をさせていただきましたように、指定管理者が主体になって、三者協議会、町、保護者、指定管理者が三者協議会を開催し、保護者との連携を密にしていくということを考えています。

その中で、例えば、保護者から指定管理者の保育に対して、心配いだということが逆に無いように、町は

指定管理者に対して、指示、監督をしていかなければならないというふうに考えているところであります。

それから、臨時職員の雇用についてでありますけども、プランで説明しましたように、指定管理者に対しては、町の臨時職員を採用していただくようお願いしたいというふうに考えております。

公募の要件の中に、今回のプランの中には細かい審査項目等々の提出書類のことをうたっておりませんが、公募の際には、実際に運営する際の、例えば給与体系、就業規則、それから、福利厚生、研修計画、そういうものも含めて提出をしていただき、それらの書類を全部精査した上で、より好ましい候補者を選定していくという作業となろうかと思えます。

それから、指定管理者の民を導入することが、柔軟性、ノウハウということが、民導入の一番のポイントになるんでないかというご質問に対してなんですけども、当然、町立でも保護者に対する要望に対して、これまでも十分にお応えしてきたつもりであります。町内に5つの保育所ありますけども、民を導入することによる新たな活性化ということも考えられるのではないかというふうに判断しております。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） 一番最初の指定管理料の問題なんですけども、見積もりは出させるけども、指定管理料は一定の額で、その中でやりなさいという形でやるというふうに、その見積もりによって、どんどん下がっていくというようなことはないんだという、そういうふうに理解しているのかどうか、それをもう一回確認したいのの一つなんですけども、もう一つは、今まで5つなり6つなりの認可保育所があって、そして、その保育所同士がいろんな連携を持って、町全体の保育を、例えば、先生方の異動なんかもあるでしょうし、そういう形で、やってきたんですが、例えば、代替保母さんなんかも置いたりして、それをうまく全体で活用してやるというようなこともやってきたり、そういう保育行政、町の保育行政として、そういうものがうまく機能してきたのではないかと、ちょっと内容がどういうふうに機能してきたかわからないんで、当然、そういうことはされてたんだと思うんですけども、だけど、今回1ヵ所がそういう形で民営化されることによって、そういう町内の連携というのがどうなるのかというのも、心配の一つではあるんですけども、その点はどんなふうに考えているのでしょうか。

○委員長（中野敏勝） こども課長。

○こども課長（森 範康） 一点目の見積もりによって管理料が下がるのかという点につきましては、下がることがないというふうに考えております。

民生部長がプランの中でお話しましたとおり、あくまでも保育運営に係る運営費というのは、国が定めた基準というのがございます。それが基本となるということでございます。

それから、認可保育所と民の連携ということなんですけども、これまでも、保育所長会議というのを、年4回以上開催してきた中で、町立保育所全体の保育の考え方というのを取りまとめたところがございます。今後、指定管理者が導入された場合につきましては、プランの中に記載してあります通り、町の保育行政をよく理解し運営することということをうたっておりますので、当然、民の代表者もその保育所長会議の中に入り、町の今後の保育行政について一緒になって考えていただき、一緒になって運営していただくというふうに考えております。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） 町、自治体が今までやってきた保育にずっと責任を持って欲しいというのは変わらないわけですが、そうした指定管理者制度に指定管理をする、どういうところに管理を任せていくかというのは非常に大きな問題になってくるんですけども、この中では、十勝管内で保育所を、認可外保育所又は幼稚園を3年以上運営し、良好な実績を持つ社会福祉法人、学校法人、又はその他の団体となっているんですけども、その他の団体にはどういうところが含まれるのかが一点、それから、そういうものを指定管理者に指定する場合

の幕別町指定管理者選定委員会にて選定するわけですが、この中には10人以内中に、副町長、総務部長、民生部長、経済部長、建設部長、忠類総合支所長、教育部長、7人をその庁内の人間で占めているんですよ、それで、委員長が必要と認めるものとして、民間から保育教育に係る識見を要するものなど3人だと。

やはりこれは、この選定委員の中には、保護者の代表であるとか、やっぱりそういうものをもっと重要すべきだと、比率をもっと高めるべきで、7、8割を庁内の人間だけで選定するという選定方法には問題があるのではないかなど、他の町村なんか聞いてみても、庁内の人間が3割だとか4割ぐらいしか占めていないところもあって、やはりそれは、広く町民の代表の意見も取り入れるような形になっているという、そういうことも聞いています。そういうことを考えると、これはちょっと庁内の人間が占め過ぎているのではないかと、それはやはり民間、指定管理者制度を町民と一緒に推進していくには、やはり不都合でないかと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（中野敏勝） こども課長。

○こども課長（森 範康） 一点目のその他の団体には何が含まれるのかというご質問ですが、社会福祉法人は認可保育所ということになっております。それから学校法人は幼稚園でございます。

その他の団体というのは、認可外保育所を運営しているというふうに解釈しております。

NPO法人、株式会社等も含まれます。

ただし、この応募資格の中では、3年以上の運営実績が必要としているということでございます。

○委員長（中野敏勝） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 私の方からは、選定委員会のことについて述べさせていただきます。

選定委員会につきましては、10人以内で構成するというものでありまして、町の職員がそのうち7名を占めております。

これにつきましては、部長職以上で構成しているわけでありまして、部長職以上ということで、これは行政について幅広くいろいろと職員が経験してきたということで、適切な判断ができるのではないかとということで、部長職をいれているところであります。

それと、民間の方につきましては、3名ということ想定しているわけでありまして、この3名につきましては、今の時点で考えているのは、児童問題についていろいろと携わっている方、例えば、一つの例であります、主任児童委員とか、また、福祉の関係者、それと学識経験をお持ちの方、そのようなことを想定しているわけでありまして、保護者の代表者も入れるべきではというご提言でありますので、それについても今後の選考にあたりましては、検討の一つとして考えさせていただくということになるかと思っております。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） メリットといいますか、その効用の一つとして、経費の節減というのも一つ持っているかと思うのですよね、その場合に、例えば国の基準で支払っていくということになるようですけども、現在、国の基準だけで、今の青葉保育所が、国の基準の予算内で現在の青葉保育所が運営されているのであれば、そっくりそのまま行くんですが、今の青葉保育所、平成20年度と例えば後年、21年度で、21年度以降ですね、運営費はどう変化するのか、増えるのか減るのかどういふふうに予想しているか教えてください。

○委員長（中野敏勝） こども課長。

○こども課長（森 範康） 19年度の運営費でおさえた数字でございますけども、青葉保育所に係る人件費を含めた運営費は、7,700万程度となっております。これを同じ児童数として指定管理料として支払った場合、6,100万程度という数字に推計しております。

その差は約1,600万ということになるかと思っております。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） その数字を聞いたらちょっとあれなんですけど、1,600万と減るんですけどでも、これは、やはり運営する方は、どこで減らすかということこれは人件費で減らさざるを得ないではないかと思うのですよね。諸経費がそんなに減るわけがないんで、減るとはちょっと予想できないんで、さっき聞いていた正職員は2分の1以上を採用することとか、そういうふうになっているんで、これは今の現在より正職員が高いんでないかこう思って、その点は改善されるのかなと思ったんですが、やはり、委託の経費が年間1,600万も減るということになれば、やはり臨時職員の対応だとかそういうものが、相当、悪化すると言いますか、低く賃金等が抑えざるをえないようなあれになると思うのですよね。

そのことは、この中では保育内容の充実だとか、向上を目指すんだということが、安定した質の高い保育サービスが提供できるようにして、こういうことなんですけど、これはやっぱり年間、1,600万、これは1億も2億もする中の1,600万であれば、2億、3億というものすごく大きな額の1,600万でなくて、7,700万のうちの1,600万を一気に減らすということになると、これは、大変なことだと思うのですが、その辺の心配はされていないんです。

○委員長（中野敏勝） こども課長。

○こども課長（森 範康） 先ほどもお話ししてますとおり、国の保育単価というのがございまして、例えば、厚労省が示している給料月額、所長、主任保育士という額がある程度設定されております。

それに基づいて単価を、委託料の中に給料月額という概念が含まれていますということと、先ほどもお話ししましたとおり、就業規則等の提出を求めていますので、指定管理者の職員の給料が極端に少ないということにはならないというふうに考えております。

○委員長（中野敏勝） 他に何か質疑がありませんか。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 計画ではですね、25年度から順次進めるということになりますと、最初に青葉保育所の指定管理が進行中にですね、次の指定管理をむかえる保育所が発生していく、それは順次発生していくわけですね。そうしますと、ここにでてくる業者選定の問題について確認をしたいんですが、例えば、保育行政は一つの一貫性が必要になってきますが、最初に選定された業者がですね、私が素人で考えるに、次の保育所の指定業者になりうるのが一番、効率的にというか、内容的にいいと考えるんですが、これは他のものごしも含めて、そういった業者選定をどういうふうの方針を持たれているのかそのあたりについて、一つ一点お伺いをします。

それとですね、これに伴って、指定管理者制度を導入された後の現在の役場職員の、正職員の配置の変更推移ですね、これについては、25年度以降も含めてですね、全て5ヵ所の指定管理者制度が終える段階で、どのような推計、計画を持たれているのかということが2点目。

それと、先ほどの説明の、資料の説明の中の3ページの応募資格のところのですね、(2)番のところ、ちょっと私聞き逃したんですが、兼業禁止規定がこの中に盛り込まれているというのが、条例のところでは兼業規定禁止に係ることがあるんですが、この2番の中にもしあるんだとすれば、細部にわたる説明をいただきたい。

それとですね、指定管理者業者がですね、これに雇用に関わって、いろんな規則等があるのも私も理解したところなんですけど、特に正職における雇用期間ですか、これ先進地事例をみると1年ごとに見直すといっている民間業者もあるんですね。選定業者の中に。そうすると、こういった場合における行政指導というかですね、そういった方向がですね、現段階でどのように考えられているのか。

これらについて伺いいたします。

○委員長（中野敏勝） こども課長。

○こども課長（森 範康） 一点目の24年度にまた次の計画があるということですが、昨年計画しました民営化計画の中では、25年度において南保育所を民営化するという問題にしております。南保育所につきましては、かなり老朽化が進みまして建て替えの時期もきていますことから、建て替えしなければならないというのが大きな理由になってきますけども、現行、町で建て替える場合に国の補助というのがございません。

民間で建て替えする場合に、次世代振興に基づく交付金の中で一定の補助というのが見込めますことから、民設民営による建て替えということを計画したところでございます。

その次の昨年の変更と計画の中では、5ヵ所の保育所すべて民営化するという考えはいたっておりません。

まずは青葉保育所を指定管理を導入し、南保育所については、民設民営による建て替え及び保育の委託で、もう一つ委託として上げさせていただいておりますのは、中央保育所、本町地区の中央保育所につきましては、幼稚園、公立幼稚園とのからみもございまして、認定こども園についての検証を進めていこうという計画段階になっておまして、現行計画の中では、町立保育所として、札内北保育所、それから建設されたばかりのさかえ保育所を残していきたいという考え方にいたっております。

それから、兼職規定につきましてはですが、この例にもかいておりませけども、兼職規定は（7）番の地方自治法第92条の2、この項目が兼職規定に該当すると思われまして。

それから、他の規定で正職員の雇用期間が1年ごとに見直すという業者があるということですが、ちょっと私どもそこまでは想定しておりませんでした。基本的に、こちらから、町からお願いする大きな職員の雇用に関する大きな問題としては、職員の待遇ということが安定的な雇用ということが、結果的に児童に対する安心感を与えるということになると思われまして、当然、毎年、待遇などひっかかってくるようなことのないように十分、指導、監督してまいりたいというふうに考えているところであります。

○委員長（中野敏勝） こども課主幹。

○主幹（原田雅則） 正職員の配置でございますけども、まだ、今課長の方から説明しました青葉保育所とそれから南保育所については、ある程度全貌が見えているわけでございますが、それ以外の保育所の民営化については、まだ、どういうふうに行くかということも、まだ、計画がされていけませんので、その以降についての正職員の配置については、まだ想定していないわけでございますが、例えば、青葉保育所ですと、やはり平成22年から指定管理が始まって、その時には、やはり正職員が他の保育所、もしくは支援センター、言葉の教室などにも退職の補充だとかですね、そういったことにまわっていくのかなと思われまして、例えば、今、青葉保育所にいる正職員5名は、5名分はいろんな異動繰り返す中では平成25年もしくは26年には、その5名分は退職で調整がされていくと。その後、また、もし、25、6年ぐらいにですね、南保育所が出てきた場合には、また、その3、4年ぐらいの間にですね、退職者が出てくるものですから、そういった調整を不補充でおこなっていき、さらにはですね、そういった支援センター、言葉の教室の方へも異動等、現在でもやっておりますので、そういった支援センター、それから言葉の教室等がですね、今後、どのようにですね、していくかということにも関わってくるわけでございますが、例えば言葉の教室などは、発達支援センター的なことも、今後、考えていかなければならないという場合には、さらに人員を増やしたりとか、そういうことも考えられますので、そういったことに順次職員が配置されていくのではないかとこのように考えております。

○委員長（中野敏勝） 永井委員。

○委員（永井繁樹） そうしましたら、青葉保育所と南保育所との関係ですが、これの業者選定に関わって、ちょっと答弁がなかったのですが、青葉の指定管理者として選定された業者、それとその次にむかえる南の民設民営、これらのときの業者の一つのありかたですね、選定のありかた、それについての方針がちょ

つと示されなかったんでんすが、その後、中央とか北とかさかえもありますけどもね、その一つの、町が目指す保育行政に関わって、業者選定をどう考えているのか、一度選定された最初の業者がですね、一つの方針にむかって向かう時に、その途中で、例えば民設民営が発生した時には、当然その業者がですね、やる方が私はいいと思うのです。理屈から考えて。そうとうな厳選された業者を選ぶわけですから、それについての考え方がないんで、どうかんがえているんですか。

○委員長（中野敏勝） こども課長。

○こども課長（森 範康） した足らずで失礼しました。南保育所の業者選定につきましては、資格として、社会福祉法人でなければできません。

これが大きな要因となります。仰るように青葉保育所の指定管理業者が安定期的な保育運営をしていたら、・・・

（録音装置故障）

.....

○委員長（中野敏勝） 永井委員。

○委員（永井繁樹） そういうものがあってね、保育行政の一定の方針が確保されるのかどうか心配なんです。それが行政でやっていったって大変なのに、これ民間がどれくらい、一定の基準は変わらないですけども、今の形だとそれはすごく利用者がですね損害を受ける心配もある。それについてもう少し答えられませんか。

○委員長（中野敏勝） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） ただいまの南保育所の件でございますが、先ほど課長からも申し上げた通りですね、今度対象となる応募資格の方がかわってまいります。

その際に応募される業者も変わることが想定されます。

また、その際にですね、建て替えするについて、国からの補助金あるいは町からの補助金等がでてくるんですけども、その際の持っている資産、あるいはその方々の事業計画等も新たに計画の中で把握していかなければならないということもありまして、新たに民設民営になる場合にですね、新たな業者の選定でまた、プランを作りまして、選定、このような同じような民営化推進プランを作りまして、その中でお示ししてまいりたいと考えております。

○委員長（中野敏勝） 永井委員。

○委員（永井繁樹） そうしますと1番の応募資格のですね、十勝管内の認可保育云々から、三行ほどありますよね、ここでは応募資格の枠が少し広がった状態ですよ、南保育所の民設民営とはもちろん違い、法律できに難しいでしょうから、そうなるここで間口が広がって、福祉法人以外の業者選定と当然考えられますね。そこで南で民設民営のときに、一定の福祉法人でなければだめだとなった時に、この辺の兼ね合いが心配なんです。それについてはどう考えられてますかね。それで保育行政きちっと将来に向かってやっていけるのかどうか、どうですか。

○委員長（中野敏勝） 副町長。

○副町長（高橋平明） 前段申し上げましたとおりですね、青葉保育所は指定管理者として委託をしようと、南保育所は、民設民営、保育所自体を建てていただいて、そこで運営をしていただこうと、おのずから、運営方式が異なるわけでありまして、現在の時点で、統一事業所がこれを運営できる保証もありませんし、そういうことは、当然、できないものだと思います。

ただ、町の方針としてはですね、先ほどいいましたように、町の保育方針そのものは、もちろん持っておりますし、町自体がその時点でも、まだ3つの保育所、あるいは2つの保育所を運営していくわけですから、

そういった方針等については、参加されるその法人の方、参加される、例えば青葉保育所の指定管理者を受けた法人、それから民設民営で新たに参加されるかどうか分かりませんが、もし新たに参加されるところがいらっしゃればですね、そこと密接な連携を取りながら、町の保育方針に関する取り決めは進めていかなければならないと考えております。

そのことと併せてですね、保護者にとってある意味選択肢は増えるんだろうという思いもあります。

例えば、町立保育所がいい、民設民営の保育所がいい、指定管理お保育所がいいとか、そのへんのことの判断の一つの材料としては、選択肢の幅が広がるということもあるのかなという思いも若干しております。

○委員長（中野敏勝） 他に。

杉坂委員。

○委員（杉坂達男） 今、二人の委員からそれぞれチェックといたしますか、そういう意見がありましたが、私もここで申し上げたいのは、以下に今の行政体がやっている部分的なことで、民間に知恵を求める。民間の協力を求めるということについても、ここではですね、大きな行政の改革といたしますか、全体的なことをここで考えなおしていくんだとという部分も多いと思います。

これは単に事業管理のお金の問題だけではありません。

我々が考えているのは、やっぱりそこなんですよ。

そこが、いわゆる行政がやるというのは、これまではどうしても規定概念が多かったはずです。今もそうだと思いますが。

そういうことで、老人福祉にしましても、また、児童福祉にしましても、旧態依然とした形がそれが正しい、あるいはもっとも住民の皆さんに喜ばれているんだという考え方は払拭すべきであります。

したがって、この形を導入するということについては、民間の方々からどんな協力支援を求められるか、しかも、この審査項目などを見ますと、実にですね、経営の中身についても大きく部分的にチェックされるわけですから、この取り組みについての考え方、あるいは経費についてどう考えるか、これらをですね、それぞれ選定委員会でチェックされたらですね、素晴らしい業者が選定されると思います。

そういうものに向けて今二人の委員も心配されているわけですが、さらに心配事もあるかもしれませんがですね、私はそういう新たな民間からの新しい考え方についての求め方をですね、この際強力に行政から発するという点については、非常にですねこの機会、いい機会だと思いますから、厳正なるですね選定の上で、この事業が推進されることを期待してですね、私はこの進め方に、この推進プランにですね、賛成をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（中野敏勝） その他、質疑ございませんでしょうか。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 参考までにお聞きするんですけども、この応募資格、いろいろ書いてありますけども、これは町内に当てはめると、どれくらいの数の業者が、例えば、参加する参加しないは別としてですよ、どれくらいの数のところが該当するかわかりましたら教えてほしい。それともう一つ、こちらの方で町の役割の中で指定の取り消しとありますよね、これは条例の中では指定の取り消しは提案されていないんですけども、こういったことは、条例の中には、例えば不都合が生じて取り消しをしたいという、どっかにはいつていますか。一部改正だから他のところはちょっとわからないんですけども、そのへんの説明の2点お願いします。

○委員長（中野敏勝） こども課長。

○こども課長（森 範康） 町内の事業者ですけども、学校法人1、認可外保育所が2でございます。

次に指定管理者の取り消しにつきましてですが、指定管理者導入チェックに関する条例ですけども、その中に条項としてはいつております。

○委員長（中野敏勝） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 3つなんですが、法人とかそういったところはわからないんですか。社会福祉法人、あるいは学校法人だあるとか。

○委員長（中野敏勝） こども課長。

○こども課長（森 範康） 先ほど3ヵ所と申し上げましたが間違いでございました。失礼しました。3年以上の実績をもつということで考えましたら、学校法人として1つ、認可外保育所として1つということになります。

その他の団体として1つというふうになります。

学校法人としては、札内地区にございます。

○委員長（中野敏勝） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） なぜこういう質問をするかという、やはり、町が指定管理者としておろすわけですから、できれば雇用の創出であるとか、そういった面から、それから監督管理、そういった面では、町の業者が一番おいてくれば一番いいことなんですけども、そういったことでちょっと参考までに数を教えていただきました。

○委員長（中野敏勝） 他に質疑はありませんでしょうか。

なければ議案第50号に対する質疑は以上で終了いたします。

説明員の方の退席お願いいたします。

ありがとうございました。

この際、11時25分まで休憩をしたいと思います。

（説明員退席）

（11：14 休憩）

（11：25 再開）

○委員長（中野敏勝） 休憩前に引き続き再開いたします。

討論を行います。

まず反対者の意見はありませんか。

増田委員。

○委員（増田武夫） この条例改正案に反対の討論を行いたいと思います。

保育事業というものは、児童福祉法でも定められておりますように、地方自治体の責務として、責任を負っていかなければならない分野であります。先ほどの町側の答弁におきましてはメリットの最大のものが人件費の削減というふうになるわけでありまして、

20%経費が削減されるわけなんですけども、それはどうしても人件費の削減に行かざるを得ない、このようにその大半がそういうふうになるわけでありまして。そういうことになると、臨時保母その他のものがしっかりと継続的に雇用関係を結んでいかれるのかというような、こういう問題にも波及してまいります。

町の意思としては、質の高い保育サービスということのをうたってはいるわけなんですけども、そのことが保育内容の質の低下につながっていかざるを得ない、そのように思うわけで、そうした、保育内容の低下ともう一つは、雇用関係の悪化、労働条件の悪化が今も心配されているんですが、町が直接委託するそのいろんな事業の中で、非常に低賃金だとうことで、これでは生活できないというような意見が、急に今年になってできました。そういうことに、この分野でもまたそういう問題が起こってくるという、町がワーキングプアを牽引していくというようなことが、懸念されます。そうしたことが、再大の理由でこの指定管理者制度は導入しないで保育事業に町が責任を持ってしっかりとあたって欲しいと。いろいろな説明の中で民間の進ん

だところを取り入れていくというようなこともありましたけども、それは日常普段の努力で改善していくべきことであって、やはりそれが指定管理者導入の理由にはなりえない。そのように思います。

7年にて契約が切れると、こういうことで、若干のびて、継続性という点では、だいぶ心配いされていたよりも、好転といいますか、いい面だというふうに思うのですけども、やはり7年後、完全民営化というようなこともいってありましたけども、そういう保育業務のしっかりとした蓄積した経験によって安心したものにしていくためにも、やはり町が責任を持って行ってほしいと、そういうことで反対したいと思います。

○委員長（中野敏勝） 次に賛成者の意見はありませんか。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 賛成の立場で討論を行いますけども、今、反対討論の中でいろいろありましたが、私については、この指定管理者制度、平成18年度からの町内導入ですけども、現在2カ所、これについては、もちろん賛成の姿勢をしめしてきました。

今回の保育所の指定管理者制度においてもですね、同様の賛成の立場でございます。

基本的なメリット、デメリットの問題ですが、コストの部分だけ今反対討論の中で申されているようですが、やはり基本的な考え方の中にはですね、行政の持つ、今までの持つノウハウですね、それと民間が持つノウハウをお互いが相互協力しながらですね、一つの行政スタイルに持っていくというのがある意味では大きなテーマになっていくと、そこに運営コストですとかですね、そういったものがある程度合理的に図られるといのを判断された場合のみ指定管理者制度に移していくということを、行政は最初からうたってますので、そのせんから全く外れていないと、今、説明資料の中で先ほどいろいろこの青葉保育所のプランですね、推進プランについては説明受けまして、例えば業者選定の応募資格ですとか、先ほども増田委員言われたように、雇用条件については確かにですね、懸念が想定される部分がありますけども、これらについては、これから行政がきちっと考えられるでしょうし、それに対する対応をとっていかれるということは、先ほどの説明の中で十分私は把握できましたし、理解できましたので、このことについては、今後やはり、この実施にあたっては保護者などのですね不安を最大限に、住民も含めてですね解消するという努力が前提にありますけども、私は積極的にこの考え方に賛成をしていきたいと考えます。

○委員長（中野敏勝） 次に反対者の意見はありませんでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 賛成の意見はありませんでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） なければ討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第50号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（中野敏勝） 起立多数であります。

したがって議案第50号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決いたしました。

これで議案第50号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例の審査を終了いたします。

なお、本件の報告書については、私と副委員長に一任していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（中野敏勝） それではそのようにさせていただきます。

次に閉会中の継続調査、所管事務調査の申出について議題といたします。

次の所管事務調査の項目は、何がよろしいでしょうか。

別紙にありますけども。

暫時休憩します。

(暫時休憩・閉会中の所管事務調査項目について協議)

○委員長（中野敏勝） 再開します。

それでは、閉会中の事務調査の項目についてはイの社会福祉に関する事項、カの老人福祉に関する事項ということにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○委員長（中野敏勝） 調査時期についても、委員長と副委員長に一任していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○委員長（中野敏勝） ではそのようにさせていただきます。

次にその他の事項でご意見がありましたら。

ありませんでしょうか

(なしの声あり)

○委員長（中野敏勝） それでは、これで本日の案件は終了いたします。

これをもって本日の委員会を閉会いたします。

(11:36 閉会)